

お知らせ

市役所の住所・電話番号などは12面で確認を

コンビニの証明書交付を一時停止

7月20日(水)は、システムのメンテナンスなどのため、コンビニエンスストアでの各種証明書の取得・戸籍の利用登録申請サービスを停止します。

国民健康保険

【①新しい保険証を送付】

7月末に、世帯主へ世帯全員分を送付します。8月1日からは、新しい保険証をお使いください。70・74歳の人は、医療機関で窓口負担割合を示す高齢受給者証を兼ねます。

【②限度額適用認定証】

医療費が高額になる場合、医療機関に提示すると

その月以降の保険診療を、世帯の所得に応じた窓口負担限度額内で精算できます。対象は、▼70歳未満▼70・74歳で非課税世帯▼70・74歳で窓口負担が3割で市民税課税標準額が690万円未満、のいずれかに該当する人です。

交付を希望する人は、保険証を持って、保険年金課(本庁舎1階)か支所へ。郵送可(申請書は市ホームページから入手)。現在交付している認定証の有効期限は7月31日です。更新を希望する人は、8月31日までに申請を。

【③第2期の納期限】

8月1日(月)です。コンビニでも納付できます。口座振替の人は、前日まで

各種手続き・納付相談など 土曜日に窓口を開設します

開設する課	日時	取り扱い業務など
市民課 ☎61-3902	7/9・23 9:00~17:00	マイナンバー関連は16:00まで。 12:00~13:00は証明書の交付のみ
保険年金課 ☎61-3607	7/9・23 9:00~12:00 13:00~17:00	国民健康保険の各種届け出・申請
	7/23 9:00~12:00 13:00~16:00	国民健康保険料の納付・納付相談 ※電話相談(☎61-3955)も受け付け
納税課 ☎61-3915	7/23 9:00~16:00	市税の納付・納付相談

(注)混雑状況により、時間前に終了する場合があります

固定資産税・都市計画税、固定資産税(償却資産)

納税課☎61-3911

第2期の納期限は、8/1(月)です

国民年金課①☎61局39954、②☎61局3955

後期高齢者医療保険

【①新しい保険証を送付】

7月中旬に送付します。8月1日からは、新しい保険証(桃色)をお使いください。なお、医療費の窓口負担割合の見直し(2割負担の導入)に伴い、新しい保険証の有効期限は9月30日です。10月から有効の保険証は、9月に改めて送付します。専用コールセンター☎61局3846(7月6日から)

【②令和4年度の保険料額が決定】

保険料額決定通知書は、7月中旬に送付します。今年1月1日時点で本市に住民登録のない人と、6月上旬時点で所得が未申告の人は、保険料額が変更になる場合があります。

年金から天引きされる人(特別徴収)：対象は、▼年金(老齢基礎年金、老齢退職年金、障害年金、遺族年金)の受給額が年額18万円以上▼後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額2分の1以下▼介護保険料が特別徴収されている、の全てに該当する人

国民年金

【保険料の免除・納付猶予】

免除・納付猶予の承認期間が6月までで、7月以降も希望する人は、改めて申請が必要です。郵送可。

市議会 正・副議長などが決定

議会総務課議会総務担当 市議会6月定例会で、次のとおり決まりました。



【議長】前川綾子



【副議長】高野洋一



【監査委員】岡田和則

委員会	委員長	副委員長
総務常任委員会	竹田ゆかり	岡田和則
教育福祉常任委員会	藤本あさこ	志田一宏
市民環境常任委員会	児玉文彦	久坂くにえ
建設常任委員会	出田正道	大石和久
議会運営委員会	池田実	武野裕子
議会広報委員会	井上三華子	くりはらえりこ

(敬称略)

7/10(日)は参議院議員選挙です

選挙管理委員会事務局☎61-3874

都道府県を単位とする「県選出」(定数4人)と、全国を単位とする「比例」(定数50人)で議員を選びます。また、令和元年執行の参議院神奈川県選出議員選挙の当選者が1人辞職したため、補欠選挙も行います。投票資格のある人に、投票所入場整理券を世帯ごとに送付しました。詳細は同封の案内で確認を。選挙公報は7/8までに各家庭に配布します。

期日前投票もご利用を

市役所講堂(第3分庁舎) 大船行政センター	7/9(土)まで
腰越・深沢・玉縄行政センター	7/6(水)~9(土)

大気汚染情報を提供

光化学スモッグやPM2.5(微小粒子状物質)の注意情報を県ホームページやテレホンサービス(光化学スモッグ☎050・5306・2687、PM2.5☎050・5306・2686)で提供しています。注意報などの発令時は、屋外での激しい運動を控えましょう。

自然保護奨励金を交付

県の奨励金を交付します。対象は、面積合計が1万平方メートル以上で、歴史的風土保存区域、近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区、それ以外の風致地区(市街地調整区域のみ)の山林・原野・保安林。▼それ以外の保安林、のいずれかの緑地を所有し、昨年度に手入れをした人です。

樹林の管理を支援

歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域などにある樹林の管理を支援するため、要件を満たした樹木の枝払いなどを実施します。今年度の対象は、長谷・極楽寺地区、佐助・御成地区です。対象地区内に山林などを所有か管理し、この支援を希望する人は申請してください。詳細は市ホームページを。

NPOセンターアンケートを実施

市内で市民活動をしている人などを対象に、NPOセンターの今後の在り方を検討するため、アンケート調査を実施します。回答は、8月19日までにekana@agawa電子申請で。関地域のつながり課地域のつながり担当